

# 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波義援金配分委員会 議事録

日時 平成 23 年 4 月 18 日（月）15 時 00 分～15 時 30 分

会場 岩手県赤十字会館 3 階大会議室

## 1 開会（根子保健福祉部副部長）

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波義援金配分委員会の第 1 回会議を開催します。会長が選出されるまで、暫時、進行役を務めます。開会に当たり岩手県保健福祉部長の小田島からご挨拶を申し上げます。

## 2 挨拶（小田島保健福祉部長）

本日は、御多忙のところ、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波義援金配分委員会」にご出席頂き、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、今般の地震・津波災害による本県の被害は、余震によるものを含め、4 月 16 日時点で、死者 3,945 人、行方不明者 4,017 人、住家被害全壊半壊併せて約 20,335 棟、さらに農業や土木、観光施設等の被害まで合わせると被害総額は 2,567 億円を超えるとも言われており、未だにその全容を把握しかねている状況です。

住家等の被害に遭われた方々への支援につきましては、避難所生活から仮設住宅での生活支援など、生活再建に向けて懸命の取組みが進められているところですが、現在でもなお、避難所生活を余儀なくされている被災者が 382 か所に 44,328 人ほどおられるなど、緊急かつ重点的な支援が必要であると認識しています。

このような中、日本赤十字社、中央共同募金会、NHK 及び NHK 厚生文化事業団を通じて、4 月 6 日時点で 1,283.8 億円を超える義援金が寄せられ、近々に、本県への第一次配分として 101 億 5,255 万円が届けられることになっています。

また、本県独自に募った義援金については、4 月 14 日時点で約 62.3 億円になっています。

浄財をお寄せいただきました皆様方に、心から感謝申し上げますとともに、頂戴した義援金については、被災者の励みになるよう有意義に役立てていかなければならないと考えています。

本日の委員会では、被災者の今後の生活再建を支援するため、この義援金をどのように配分していくかご協議いただき、決定することにしています。

未曾有の大災害であることを踏まえ、前例にとらわれず、今後、できるだけ早期に交付できるよう努めていきたいと考えていますので、どうかよろしくごお願い申し上げます。

## 3 委員紹介（根子保健福祉部副部長）

次に、本日御出席いただいている委員の皆様をご紹介します。本日は、委員 9 名中、（代理出席の方も含め）全員の方々にご出席いただいております。

（出席者名簿記載順に、委員を紹介）

## 4 会長選出（根子保健福祉部副部長）

本日は第 1 回の会議ということで、会長が定まっていませんので、議事に入ります前に、会長の選出をお願いします。設置要綱の規定では、会長は委員の互選によることとされております。どなたか、ご推薦はございませんでしょうか。

（小田島委員にお願いしたい旨発言あり）

小田島委員にお願いしたいとのご発言がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なしとの声)

それでは、会長は、小田島委員にお願いします。以降の進行は、設置要綱の規定により、小田島会長にお願いします。(小田島委員；会長席に移動)

## 5 議事

### (1) 報告事項

【小田島会長】

皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事の方に入りたいと思います。始めに議題の(1)報告事項として、「被害状況等」と「義援金の受付状況」について、一括して事務局から説明してください。

【小田原地域福祉課総括課長】(資料No.1により説明)

次第5の(1)報告事項について説明します。

初めに、①「平成23年度東北地方太平洋沖地震及び津波の被害状況等」についてですが、説明資料は会議資料1としております3ページをお開き願います。

まず、対象といたします災害は、3月11日に発生しました平成23年東北地方太平洋沖地震と4月7日に発生しました宮城県沖を震源とする余震による災害でございます。

資料4ページの2の被害の状況をお開き願います。

亡くなられた方、死亡者は3,945人、行方不明者は4,017人、家屋の全壊が16,046件、全焼が1件、半壊が4,289件となっています。これらの数値は確定したものではなく、調査中と表記させていただいているところもありますが、災害対策本部の発表数値と市町村から報告いただいている数値と可能な限り直近の数値を計上させていただいています。

3の避難の状況ですが、避難所は382箇所、避難者数は44,328名となっています。なお、避難者のうち在宅で給食や物資の支援を受けている方は、23,693名となっています。

4のライフラインの状況ですが、資料のように停電や断水状態が解消されていない地域がございます。

次に次第5の(1)の②「義援金の受付状況」についてです。5ページをお開き願います。

「1 義援金受付の根拠」ですが、本県においては地域防災計画において、義援金の受付及び配分についての規定を設けています。

しかしながら、今次の災害における義援金については、日本赤十字本社及び中央共同募金会から支部単位での募集をしないよう要請があり、県が独自に県民被災者のための義援金を募集したという経緯がございます。

そのため、「2 義援金の受付状況」のとおり、全国レベルで募りました義援金と岩手県が災害義援金募集委員会を設置して募りました義援金の2通りがあります。

全国レベルで募りました義援金が1,283億円余、県が募りました義援金が62億円余となっています。

以上が報告事項の説明でございます。

【小田島会長】

ただ今の事務局の説明に関して、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

## (2) 報告事項

### 【小田島会長】

それでは、次に、議題の(2)協議事項に移ります。「義援金の第1次配分方針」及び「今後の配分方針」、「市町村における交付事務」については、相互に関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

### 【小田原地域福祉課総括課長】(資料No.2により説明)

それでは、協議事項の①から③までを一括してご説明をいたします。会議資料2、7ページをお開き願います。

初めに、協議事項「① 義援金の第1次配分方針(案)」ですが、(1)のとおり国レベルで募りました義援金につきましては、厚生労働省が義援金配分割合決定委員会を開催し、4月7日現在の被害状況を下し、人的被害については「死亡・行方不明者」に対して35万円、住家被害については「全壊・全焼・流失」に対して35万円、「半壊・半焼」に対して18万円、「原発被害」については⑥及び⑦に記載しています方に対し35万円とする旨、4月8日に決定されたところです。

その際の資料は、11ページ以降に参考資料として配布させていただいています。

次に、岩手県が募りました義援金についてですが、4月14日時点で62億円余となっています。県の配分につきましては、配分対象者を厚労省が配分割合決定委員会で決定した対象者と同様とし、人的被害については「死亡・行方不明者」に対して15万円、住家被害については「全壊・全焼・流失」に対して15万円、「半壊・半焼」に対して7万円を上乗せし配分するという案でございます。

なお、配分に当たりましての対象者及び対象戸数につきましては、調査中で不明としている市町村については、資料7ページに※印で注書きしていますように推計値で算出しています。

具体的な数値につきましては、8ページに一覧表に示している内容になりますが、被災市町村に対する国レベルと県分の義援金の配分予定額を示しています。

以上が義援金の第1次配分方針の案の内容です。

次に、協議事項「② 今後の配分方針」についてですが、過去の災害において対象としております「重症者」「床上浸水」「床下浸水」等新たな対象者の追加や、孤児等特定の対象者に対する配分などについては、国の動向を見ながら第2次の配分において検討することとするものです。

以上が、今後の配分方針についての内容です。

次に、協議事項「③ 市町村における義援金交付事務」についてですが、義援金の交付事務を円滑に市町村に行っていただくため、取扱いの考え方や事務処理についての一定の方針を示したいと考えています。

「義援金交付の要件」は、発災時に住民登録又は居住実態のある方で、市町村から被害認定及びり災証明が得られる方とし、市町村に申請していただきます。

「全壊・半壊の判定」は、罹災証明の判定区分によりますが、大規模半壊については、「半壊」として扱います。

「住家の被害認定に係る「戸」の定義」は、原則建物単位とし、アパートなどに住まわっている方などがあることから、被災者生活再建支援法において「世帯」という概念で運用してお

り、同法の規定を準用し、「世帯」を戸とみなす取扱いとします。

「死亡者の扱い」については、発災時に住民登録又は居住実態のある方で、市町村に死亡届が提出された方とします。

「行方不明者」については、発災時に住民登録又は居住実態のある方で今回の災害で所在不明となり、捜索願いを警察に提出している方とします。

「死亡者、行方不明者に係る交付手続きができる者」については、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条による「遺族」の範囲（配偶者、子、父母、孫及び祖父母）を準用します。

「被災者に対する現金の交付」については、できる限り口座払いをお願いしたいと考えています。これについては、金融機関の方々にもできる限りのご協力をお願いしていきます。

「市町村における配分委員会の開催」については、国及び県が示す配分基準により配分を行う場合は、省略することとして差支えないこととします。

以上が、市町村における義援金交付事務についての説明ですが、市町村におきまして交付事務が円滑に行えるよう、県としても事務処理のマニュアルの提示や必要に応じて応援職員派遣やあっせんなど支援に努めていきます。

以上、協議事項の①から③までの一括説明です。

**【小田島会長】**

ただ今の事務局の説明に関して、御意見や御質問等はございませんか。

**【山口委員】**

義援金の対象者についてであるが、居住実態がある者とはどのように判断するのか。

**【事務局】**

市町村において近隣等の者からの聞き取り等により証明できる者と考えている。

**【山口委員】**

旅行者等で被害にあった方はどうなるか。

**【事務局】**

死亡者・行方不明者にカウントされているが、国とも協議し判断したい。

**【山口委員】**

市町村の交付事務が大変であるあるが、その支援のために県職員を派遣する考えはあるか。

**【事務局】**

市町村により状況が異なるが、特に被害の甚大であった市町村については、職員の派遣を含めて個別に相談対応していく。

**【戸田委員】**

市町村に対する事務処理マニュアルをタイムリーに出していただきたい。

**【事務局】**

速やかに示したい。

**【戸田委員】**

対象者への交付時期をある程度示し、市町村を指導いただきたい。

**【事務局】**

準備のできたところから支給していただく。金融機関からの協力をいただきながら、大幅に遅れる市町村がないよう支援したい。

**【小田島会長】**

その他ご意見はございませんか。特にご意見がないようですので、配分方針については、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

配分方針について、委員の皆様からご了承をいただいたものと決定させていただきます。事務局においては、委員の皆様のご意見にも十分配慮し、早期に被災者の方々にお配りできるよう、手続きを進めてください。

最後に「その他」として、この際、委員の皆様から、何かご意見等あれば、御発言願います。

（「なし」との声）

事務局から、何かありますか。

**【事務局】**

次回の開催予定ですが、国レベルの配分等の動向を見ながら、協議事項の「今後の配分方針」の説明の中で申し上げましたように、「重症者」「床上浸水」「床下浸水」等についてもご検討いただきますが、後日、改めてご案内いたしますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

**【小田島会長】**

それでは、他になければ、以上で議事を終わります。貴重なご意見等をいただき、ありがとうございました。

**6 閉会（根子保健福祉部副部長）**

これもちまして、本日の会議を閉会いたします。ご多忙のところご出席いただき、大変ありがとうございました。